福祉タクシーに関する質問主意書

提出者

根 康 浩

中

奥野総一

郎

## 福祉タクシーに関する質問主意書

本格的な 「高齢化 社会と、 障がい者の一層の社会参加が求められる中で、 いわゆる 「福祉タクシー」に

対する需要と関心が高まっている。 政府も二〇二〇年の東京パラリンピック開催にあわせ「福祉タクシー二

八〇〇〇台」の整備を進めている。しかし、国の制度や業界を取り巻く環境には多くの課題があり、 福祉夕

クシーの整備は必ずしも順調に進んでいるわけではない、と伺っている。

そこで、以下質問する。

直近の福祉タクシーの台数は概ね何台か。このうち、 一般タクシー事業者と福祉輸送事業限定事業者の

持つ福祉タクシーはそれぞれ概ね何台ずつか。

政府は、 福祉タクシーの整備が予定通り進んでいると考えているのか。 また、 遅れているとすれば、 そ

の原因がどこにあり、どのような対策を取ろうとしているのか、示されたい。

 $\equiv$ 福祉タクシー購入等バリアフリー化を支援する「地域公共交通確保維持改善事業」 の補助金申請は、 各

自治体ごとの法定協議会 (輸送運営協議会等)の承認が必要と承知している。この 「輸送運営協議会」 の

法的根拠、 所管官庁、 必要性を示されたい。 また、 国土交通省は、 全国の輸送運営協議会の所在地、 代表

者、 役員構成、 加盟者数について、 掌握されているか。 掌握されているとすれば、 それを示されたい。

四 地域公共交通 確保維持改善事業」 の補助な 金申請について、 多くの陸運支局が輸送運営協議会の 承認書

め、 新規の福祉輸送事業限定事業者の申請が認められず、それが福祉タクシーの充足を妨げている、との

輸送運営協議会の会員のほとんどが既存のタクシー事業者のた

類添付を条件としている、との声がある。

意見がある。これらの意見に対する政府の見解を示されたい。

五 そもそも、 福祉輸送事業限定事業者が補助金を申請しようとしても、 輸送運営協議会がどこにあるの

か、 陸運支局でも把握していないところがあり、 輸送運営協議会にたどり着くことさえできない、 との声

がある。このような事態を国土交通省は掌握しているか。

六 愛知県では 申請書類はまず陸運支局に提出し、 陸運支局が輸送運営協議会に承認をとって補助金交付

を決定している、と聞く。 他の地域においても、 公平性を担保する観点から、 愛知県同様の申請方法を取

るべき、との意見がある。政府の考えを伺いたい。

七 補助対象となっている福祉タクシーは新車のみ、 と承知している。 その理由を示されたい。 また、 中古

車が対象となっていないことが、 福祉タクシー台数が伸びない理由、 と述べる業界関係者もいるが、 パラ

リンピックまでに目標台数を確保するためにも、新規参入がしやすい中古福祉タクシーも補助の対象とす

べきと考える。政府の方針を示されたい。

右質問する。